

事務連絡
令和3年8月19日

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局
障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策にかかる
留意事項の徹底について

平素は、本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、8月20日より緊急事態措置を実施することとなりました。

また、障害福祉サービス事業所等においてもクラスターが発生するなど、医療体制が危機的状況にある中で、一層の危機感を持った対応が必要となっています。

つきましては、引き続き「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」及びこれまでの通知等を改めて御参照いただき、基本的な感染防止対策(マスク、消毒、換気等の徹底、密な状態の回避 等)、職員や利用者の体調管理の徹底、検査の積極的な活用など、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業の実施をお願いいたします。

(参考)

兵庫県ホームページ「新型コロナウイルス関連のお知らせ(障害福祉サービス等事業者向け)」

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/singatakorona.html>

下記のデータを掲載

- 「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症対策マニュアル」
- 「障害福祉サービス事業書等における業務継続ガイドライン」
- 「感染症管理の専門家による指摘事例(チェックリスト版)」
- 「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター」

支援が必要な感染障害児者に対するフォローアップ体制強化事業の概要

(1) 目的

支援が必要な在宅障害児者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院するまでの自宅療養期間中に、障害福祉サービス等事業所が当該障害者に必要なサービスを提供した場合に協力金を支給する。

(2) 支給対象者

障害福祉サービス事業所等を利用している感染障害者の自宅へ訪問対応した下記の事業所等

訪問系障害福祉サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援

相談系障害福祉サービス事業所

計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、自立生活援助

訪問看護事業所

(3) 支給額（訪問1日につき定額支給）

訪問系障害福祉サービス事業所：76千円/日

相談系障害福祉サービス事業所：36千円/日

訪問看護事業所：52千円/日

(4) 申請手続き等

近日中に別途お知らせします。

【問合せ先】

障害福祉課 障害政策班

TEL 078-341-7711 内線 2966